

自然環境保全協定実施要領

昭和50年11月11日

最終改正 平成12年 3月31日

第1 目的

この要領は、滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第23条の規定による自然環境保全協定（以下「協定」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定め、適切な協定の締結をすすめ、もって無秩序な開発を防止し、開発と自然環境の保全との調和を図るとともに積極的に自然環境の回復を図ることを目的とする。

第2 協定の対象行為

- 1 計画の総面積が1ヘクタール以上の土地の形質の変更
- 2 計画の総面積が1ヘクタール以上の土石の採取または鉱物の掘採
- 3 鉄塔、ダム等周囲の自然環境に著しい支障を及ぼすおそれのある工作物の設置

第3 協定の対象除外行為

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域内において行う行為
- 2 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第1項に規定する国定公園特別地域および滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）第16条第1項に規定する滋賀県立自然公園特別地域の区域内において行う行為
- 3 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年条例第24条）の適用を受ける行為
- 4 宅地または宅地に類する土地および農地の区域内において行う行為

第4 協定基準

協定は、次に示す共通基準および行為別基準をもとに締結するものとする。ただし、協定の締結に際しては、他法令に基づく許認可等の状況を考慮して協定内容を定める。

1 共通基準

- （1）稜線、急傾斜地（25度以上）は原則として保存するとともに、地形に順応した造成を行い、切土、盛土量の均衡を図ること。また、土工事に先立って防災上の措置を講じたうえ表土の保存を図り、植栽地等の表土に使用すること。

- (2) 切土および盛土の法面は法面の安定化と自然植生の早期回復を図るため地形、地質に応じた施工方法を配慮すること。
- (3) 法面は植栽・張芝・筋芝・種子吹付け等現地に適した方法で緑化すること。
- (4) 景観上および学術上優れている植生ならびに動物の生息に優れている区域は保存すること。
- (5) 河川、池沼、湿原はその周辺部を含め、原則として保存すること。
- (6) 改変する部分は、道路、建物敷その他工作物の設置場所を除き原則として緑化することとし、努めて樹林の造成を図ること。
- (7) 伐開する森林の林縁には、マント植栽をし、森林の保全と修景を図ること。
- (8) 植栽および種子吹付に当っては、地域の自然植生の回復を配慮し、開発区域内に現存する樹木種子等を移植利用するとともに新たに導入する樹木等は郷土的な樹種を主体にすること。また、野鳥の食餌樹木を努めて植栽すること。なお、植栽地の土壌条件を配慮するとともに植栽後も十分な保育管理をすること。(別紙3参照)
- (9) 歴史的文化遺産の保存については、周囲の自然環境と調和を図ること。
- (10) 開発区域から排出される排水等によって自然環境を損わないようにすること。
- (11) 土地の形質変更に伴うがけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等による災害の防止のための適切な措置を講じ、自然環境の保全を図ること。

2 行為別基準

(1) ゴルフ場の建設

- ア 敷地面積の40%以上の面積について、現存の自然地形ならびに植生を保存すること。この場合、敷地の周辺部およびコース間に、20メートル以上の現存の自然地形ならびに植生を保存し、また、良好な植生のある区域は優先して保存すること。
- イ 現地形に順応したゴルフコースを選定し土地の形質変更を最小限にとどめること。
- ウ 進入道路の整備については、地形に順応した路線の選定をし、過大な法面が生じないようにし法面勾配の緩和、法面緑化および沿道修景を十分配慮して実施すること。
- エ ゴルフ場利用者以外の者が常時自然に親しむことができる地区を広い範囲で設けるよう配慮すること。
- オ ゴルフ場敷地の全部又は一部を譲渡しようとする場合もしくはゴルフ場以外のものとして利用する場合は事前に協議すること。

(2) 宅地の造成(宅地分譲)

- ア 開発許可申請に関する指導要綱の公園、緑地に関する基準以外に山林面積の10%

以上の自然林地を保存すること。

イ 主要幹線道路には歩道を設け街路樹等を植栽すること、その他の道路にもできるだけ街路樹等による植栽を図ること。

(3) 別荘地の造成（保養所を含む）

ア 敷地面積の30%以上の面積について、現存の自然地形並びに植生を保存すること。ただし、自然林地が30%に満たない場合は植樹により代用する。

イ 公道の両側幅5メートル以上、幹線道路の両側幅3メートル以上の緩衝林地を設けること。

(4) レクリエーション施設の建設

ア 樹林地において施設を建設する場合は、工作物等を設置するための必要最小限の改変にとどめるようにすること。

イ 各施設の周辺は、植樹等により緑化を図ること。この場合現存する植生は、できる限り保存するように配慮すること。

(5) 墓地の造成

ア 墓地外縁部は、樹林帯を設けること。

イ 墓地内の道路は、街路樹等による植栽を図ること。

(6) その他の土地の形質変更

ア 山林面積の10%以上の自然林地を保存すること。

イ 敷地内道路には、街路樹による植樹に努めること。

(7) 土石の採取又は鉱物の掘採

ア 切取りは、段切り施工すること。（別紙1参照）

イ 採取は計画区域の最上部より開発し、法面は犬走りを設け、犬走りには排水施設を設置するとともに露出法面を完全に緑化した後、次の段の採取にかかること。

ウ 土砂崩壊のおそれがないよう防災措置について万全を期すること。

(8) 工作物の設置

ア 当該行為による周囲の自然環境に与える影響が最小限となるように努めること。

イ 仮設道路等の関連施設および付帯施設の造成にともなう改変は必要最小限とすること。

第5 協定の協議

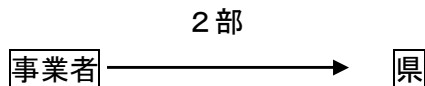
協定の対象となる行為をしようとする者は、自然環境保全協定の締結に関する協議書（別紙様式1）に次の添付書類を添えて知事に提出するものとする。

○添付書類

- (1) 開発予定区域位置図（縮尺 1/50,000 以上）
- (2) 現況平面図（縮尺 1/2,000 以上）
 - ア 土地利用現況平面図
（山林…緑色、原野…黄緑色、河川池沼…水色、農地…茶色）
 - イ 傾斜分布図
（25 度未満…無色、25 度～30 度…黄色、30 度以上…赤色）
- (3) 自然環境調査報告書（別紙 2 参照）
- (4) 現況を明らかにする写真（カラー写真全景及び部分）
- (5) 事業計画概要書
- (6) 事業計画図（縮尺 1/2000 以上）
（平面図、横断図、構造図等）
- (7) 植栽計画図（縮尺 1/2000 以上）

第 6 協議書の提出

- (1) 事業者は、「自然環境保全協定の締結に関する協議書」を県（自然環境保全課）に 2 部提出する。



第 7 市町長への照会

知事は、提出のあった「自然環境保全協定の締結に関する協議書」1 部を該当する市町に送付し、当該事業計画に関する意見を聴く。

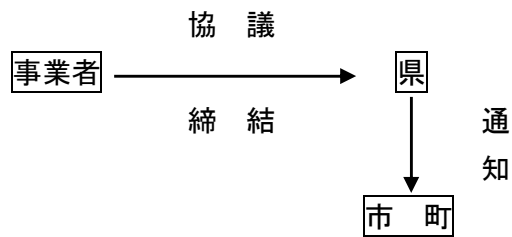
第 8 協定内容の決定

協定基準に基づき、市町長の意見を参考にして協議のうえ協定内容を決定する。なお協定内容が他法令で規制できるものであれば、協定は締結せずその旨事業者および市町に通知する。

第 9 協定の締結

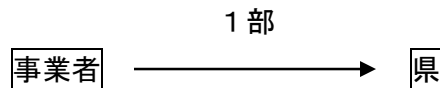
協定は「自然環境保全協定」（別紙様式 4 または 5）によって締結するものとする。

協定内容は市町長に通知する。



第 10 協定締結後の取扱い

- (1) 事業者は協定に基づいて、事業実施計画書（別紙様式 2）および事業実施報告書（別紙様式 3）を県に 1 部提出する。



- (2) 事業実施計画書は県土地利用に関する指導要綱第 8 条による協議と同時に提出するものとする。ただし、上の協議を要しないものについては、本協定の締結後すみやかに提出するものとする。

第 11 協定内容の公表

協定内容は、県公報等により公表する。

第 12 適用期日

この要綱は、昭和 50 年 11 月 11 日から適用する。

この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2、第 3 および第 4 の改正は、同年 7 月 1 日から適用する。

(別紙 1)

土石採取跡地安定修復緑化について

- ① 跡地緑化を図るには、まず、土壌が安定することが第一であるので、土質による法高、法勾配に配慮し、小段には、排水溝、行為地の流末には、遊水池、沈砂池等の防災施設を整備して土砂の流出を防止すること。
- ② 行為地の周辺には、保全区域（保全緑地）として隣接地から 5 m 以上（道路、河川等に面した前山の場合は 10 m 以上）を確保すること。
- ③ 岩採取跡の平坦部においては、植栽可能な盛土（1 m 程度）を行って緑化を図ること。
- ④ 土石採取跡の土壌は、一般に酸性が強く、乾燥しやすく、やせているので、土壌改良、施肥を行った後、緑化回復を図ること。
- ⑤ 緑化回復方法として、法面は種子吹付、張芝、植生盤、ポット工、筋芝、種子袋、ツタ工等を行い、平坦地及び緩傾斜地は、種子吹付、張芝等でグラウンドカバーした後、苗木（主として肥料木）を㎡当たり 1 本以上を植栽すること。
- ⑥ 苗木の樹種としては、ヤシャブシ、エニシダ、ハンノキ、ハギ、アカシア、クロマツ等が適当と思われる。（スギ、ヒノキは土壌及び植生環境の良好な所でないと難しい。）
- ⑦ 植栽時期としては、春、秋が適期であるが、真冬、真夏をさけ、その後の維持管理を充分行えば活着しやすい。

(別紙 2)

自然環境調査実施要領

第 1 目的

自然環境調査は、滋賀県自然環境保全条例第 23 条の規定に基づいて、知事と事業者が自然環境保全協定を締結するにあたり、事前に当該開発予定地区における現存する動植物の実態、地形地質、景観等を把握するとともに、その調査結果を開発計画に反映させることによって、自然環境の保全と開発との調和を図り、加えて新たな自然の創造に資するものである。

第 2 調査の方法

- ア 調査者は、開発事業計画者が選定する各分野における専門的立場にある学識経験者および民間コンサルタントとする。
- イ 調査は、現地調査および資料調査等により行う。

第 3 調査内容

当該地域における自然環境の実態およびすぐれた自然の確認を行う。

- ア 植物 植生および植物相
- イ 動物 ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、昆虫類、水生生物等
- ウ 地形・地質・自然現象
- エ 景観

第 4 調査結果の評価

上の各項目について、専門的な立場でその評価及び解析を試みる。

第 5 開発計画へのアプローチ

予定されている開発行為に伴って、引き起こされると予想される自然環境への影響を上調査の結果から評価し、自然環境の保全を期するために適切な処置をとるとともに積極的に自然の創造に努める。

第 6 調査報告書の作成

- ア 調査報告書は、上の第 2 第 3 第 4 および第 5 について言及するものとし、調査者の氏名、所属を明らかにする。
- イ 現存植生図、植生調査票、動植物分布図、フォトモンタージュ等の景観予想図その他必要な図面等を添付すること。
- ウ 調査報告書の参考例は、次のとおり。

第 7 調査報告書の説明会

- 調査報告書は後日、調査者に説明を求めるものとする。

(参考例)

〇〇事業計画地区自然環境調査報告書

氏名 山 紫 水 明

所属 志賀大学理学部

1 調査地概況

2 植物

(1) 植生調査

① 調査方法および調査期間

② 調査結果

③ 評価および解析

ア 注目すべき植物群落の抽出

イ 評価および解析

(2) 植物相調査

① 調査方法および調査期間

② 調査結果

③ 評価および解析

ア 注目すべき植物種の抽出

イ 評価および解析

3 動物

(1) ほ乳類

① 調査方法および調査期間

② 調査結果

③ 評価および解析

ア 注目すべきほ乳類の抽出

イ 評価および解析

(2) 鳥類

(以下ほ乳類に準じて記載)

4 地形・地質・自然現象

① 調査方法および調査期間

② 調査結果

③ 評価および解析

ア注目すべき地形・地質・自然現象の抽出

イ評価および解析

5 景観

① 調査方法および調査期間

② 調査結果

③ 評価および解析

6 事業による影響予測および保全対策

(1) 植物

(2) 動物

(3) 地形・地質・自然現象

(4) 景観

(5) 本地域における生態系の保全

(別紙 3)

野鳥の食餌樹木

野鳥たちが安息所として長く滞在する実のなる木は次のとおりです。

ウルシ科	ヌルデ、ハゼノキ、ヤマハゼ、ヤマウルシ
モチノキ科	イヌツゲ、ソヨゴ、ウメモドキ
バラ科	ミヤコイバラ、ノイバラ、キンミズヒキ、ダイコンソウ、ニガイチゴ、ナガバモミジイチゴ、フユイチゴ、ナワシロイチゴ
ナシ科	カマツカ、ケカマツカ、アズキナシ、ウラジロノキ
ツバキ科	ヤブツバキ、ヒサカキ、サカキ
クマツヅラ科	クサギ、ムラサキシキブ、ヤブムラサキ

(様式 1)

自然環境保全協定の締結に関する協議書

年 月 日

滋賀県知事 様

事業者 住 所
氏名または名称
および代表者名
連 絡 先

滋賀県自然環境保全条例第 23 条の規定に基づく自然環境保全協定の締結について、次のとおり協議します。

- 1. 事業目的
- 2. 事業区域
- 3. 事業面積
- 4. 工事施工予定期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5. 現況地目別面積

地目	田	畑	採草地	山 林	原 野	池 沼	その他	計
面積								m ²
比率								100 %

6. 土地利用計画（概要）

		面 積	比 率	備 考
保 存 林 地		m ²	%	
土 地 形 状 変 更	切 土			
	盛 土			
	（ うち 植 栽）		（ ）	
そ の 他				
計			100	

7. 添付書類

（１）開催予定区域位置図（縮尺 1/50,000 以上）

（２）現状平面図 2 部（縮尺 1/2,000 以上、1mまたは 2m等高線地形図）

ア、土地利用現状平面図 1 部

山 林：緑色
原 野：黄緑色
池 沼：水色
農 地：茶色
その他：無色

イ、傾斜分布図 1 部

25° 未満 ：無色
25° ～30° ：黄色
30° 以上 ：赤色

（３）自然環境調査報告書

（４）現況を明らかにする写真（カラー写真全景および部分 約 5 葉）

（５）事業計画概要書

（６）事業計画図（縮尺 1/2000）

（平面図、横断図、構造図等）

（７）植栽計画図（縮尺 1/2000 以上）

「注」この協議書を 2 部作成し、県（自然環境保全課）に提出すること。

(様式 2)

事業実施計画書

年 月 日

滋賀県知事 様

事業者 住 所
氏名または名称
および代表者名

自然環境保全協定第 3 条第 4 項の規定に基づき、事業実施計画書を次のとおり提出します。

1. 事業目的
2. 事業区域
3. 事業面積
4. 工事施工予定期間

年 月 日から

年 月 日まで
5. 土地利用計画

		面 積	比 率	備 考
保 存 林 地		m ²	%	
土 地 形 状 変 更	切 土			
	盛 土			
	(うち 植 栽)		()	
そ の 他				
計			100	

6. 残土処理計画

	土 量	備 考
切 土	m ³	
盛 土		
残 土		
残土処理場所		
残土処理方法		

7. 添付書類

(1) 事業計画平面図（縮尺 1/2,000 以上）

（宅地造成等については、区画割をしたもの）

(2) 横縦断面図

（ゴルフ場については、コースごと、巾員 2 m 以上の道路については、各道路ごと）

(3) 構造図

(4) 建築物の立平面図、意匠配色図、配置図

(5) 土地利用計画平面図（縮尺事業計画平面図と同じもの）

保存林地： 緑色

切 土： 黄色

盛 土： 茶色

そ の 他： 無色

植栽林地： 植栽

(6) 計算書および工事設計書、工事仕様書

(7) 緑化計画書

(8) 動植物等の保全対策実施計画書

(様式3)

事業実施報告書

年 月 日

滋賀県知事

様

事業者 住 所

氏名または名称

および代表者名

自然環境保全協定第3条第4項の規定に基づき、事業報告書を次のとおり提出します。

1. 事業目的

2. 事業区域

3. 事業面積

4. 工事期間

年 月 日から

年 月 日まで

5. 添付書類

(1) 事業完了後現況平面図(縮尺事業計画平面図と同じもの)

(2) 現況を明らかにする写真(カラー写真 全景および部分、緑化部分等を中心に)

(3) 動植物等の保全対策実施結果

(様式 4)

自然環境保全協定

滋賀県知事 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、乙が下記事業を実施するにあたり、滋賀県自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）第 23 条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 事業目的
- 2 事業区域
- 3 事業面積

第 1 条 この協定は、乙が上記事業を実施するにあたり、その区域の自然環境の保全について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 甲および乙は、互いに信義を重んじ、この協定に定める事項を誠実に履行する。

第 3 条 乙は、事業を実施するにあたっては、別紙別記事項を遵守するものとする。

2 乙は、甲と協議の上、上記事業および別紙別記事項に関する具体的な計画を定めるものとする。

3 乙は、上記事業を廃止しようとするときは、甲と協議の上、自然の回復に関する具体的な計画を定めるものとする。

4 乙は、前 2. 3 項の計画に基づき事業実施計画書を甲に提出し、造成事業終了後速やかに事業報告書を甲に提出するものとする。

第 4 条 甲は、必要に応じて乙に報告を求め、または乙の業務に支障のない限り、区域に立入り必要な調査をすることができる。

2 甲は、当該事業が計画どおり進められていないと認めるときは、乙に対し、

必要な指示を行うことができる。

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から第3条第2項および第3項に規定する計画にかかる全ての事業が完了する日までとする。

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、またはこの協定の実施に関し必要な事項を定める必要が生じたときは、そのつど甲および乙が協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者が各1通を保持する。

年 月 日

甲 滋賀県知事

印

乙

印

(別紙別記事項)

(土石の採取等で期限を設定する場合)

(様式 5)

自然環境保全協定

滋賀県知事

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、乙が下記事業を実施するにあたり、滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 事業目的
- 2 事業区域
- 3 事業面積

第1条 この協定は、乙が上記事業を実施するにあたり、その区域の自然環境の保全について必要な事項を定めるものとする。

第2条 甲および乙は、互いに信義を重んじ、この協定に定める事項を誠実に履行する。

第3条 乙は、事業を実施するにあたっては、別紙別記事項を遵守するものとする。

2 乙は、甲と協議の上、上記事業および別紙別記事項に関する具体的な計画を定めるものとする。

3 乙は、上記事業を廃止しようとするときは、甲と協議の上、自然の回復に関する具体的な計画を定めるものとする。

4 乙は、前2.3項の計画に基づき事業実施計画書を甲に提出し、造成事業終了後速やかに事業報告書を甲に提出するものとする。

第4条 甲は、必要に応じて乙に報告を求め、または乙の業務に支障のない限り、区域に立入り必要な調査をすることができる。

2 甲は、当該事業が計画どおり進められていないと認めるときは、乙に対し、必要な指示を行うことができる。

第5条 上記事業を行う期間は、協定締結の日から 年 月 日までとするが、この協定の有効期間は、協定締結の日から第3条第2項および第3項に規定する計画にかかる全ての事業が完了する日までとする。

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、またはこの協定の実施に関し必要な事項を定める必要が生じたときは、そのつど甲および乙が協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者が各1通を保持する。

年 月 日

甲 滋賀県知事

印

乙

印

(別紙別記事項)